

## 商品券を活用した需要喚起事業業務委託 仕様書

## 1. 業務名称

商品券を活用した需要喚起事業業務委託

## 2. 業務目的

大阪市内の対象店舗のみで利用可能な商品券（プレミアム率 30%）の発行を通じた需要喚起により、新型コロナウイルス感染症の影響を受け厳しい状況にある市内の小売店舗等を支援するとともに、非接触決済の推進を目的として本事業を実施する。

## 3. 履行期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで

## 4. 履行場所

本業務の拠点となる事務所は、受注者が確保する。

## 5. 発行する商品券について

項目	内容
種類	利用者がスマートフォンやタブレット端末など（以下、モバイル端末）で決済可能、かつモバイル端末を保有していない方も利用可能な商品券とする。 なお、商品券の利用は、インターネット販売は対象外とし、実店舗での支払いのみに利用可能なものとする。
プレミアム率	30%
プレミアム分の総額	5,280 百万円
発行口数	176 万口
1 口あたりの構成	13,000 円（うちプレミアム分 3,000 円）
販売価格	10,000 円
利用期間	令和 4 年 11 月 1 日（火）～令和 5 年 2 月 28 日（火） ただし、商品券の利用状況や新型コロナウイルス感染症の状況等により、期間を変更する場合がある。
販売限度口数	1 人あたり 4 口まで。 ただし、発行口数に余剰が生じる場合は、限度口数の変更を可能とする。
販売対象者(利用者)	指定なし（ただし、大阪市内在住者を優先）
販売方法	公平でわかりやすく、利便性の高い手法であること。また、情報セキュリティに十分な配慮を行うこと。なお、販売時に発生する手数料等の費用は事務費に含むものとする。
利用方法	店舗側が利用者の商品券をモバイル端末で読み取る支払い方法のほか、利用者がモバイル端末により店舗に設置された二次元コード等を読み取る方法での支払いも可能とするなど、モバイル端末の利用が困難な利用者及び店舗の双方に配慮した手法であること。

換金方法	店舗の負担が最小限であり、かつ安全確実な方法により、月2回以上商品券の利用額を入金すること。なお、入金にかかる振込手数料等の費用は、事務費に含むものとする。
使用対象外となる物品または役務	<p>(1) 出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）</p> <p>(2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入</p> <p>(3) たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入</p> <p>(4) 当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第2条に規定する当せん金付証票（宝くじ）及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）に規定する第2条に規定するスポーツ振興投票券の購入</p> <p>(5) 保険診療対象となる医療費の支払い</p> <p>(6) 介護保険の対象となるサービス費の支払い</p> <p>(7) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入</p> <p>(8) 土地、家屋購入、家賃・地代、駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い</p> <p>(9) 会費、商品及びサービスの引換券等代金を前払いするものの内、有効期限が令和5年3月31日を超えるもの</p> <p>(10) 現金との換金、金融機関への預け入れ</p> <p>(11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業に係る支払い</p> <p>(12) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの</p> <p>(13) その他、発注者が商品券の利用対象として適当と認めないもの</p> <p>※ 商品券の転売又は交換については禁止とする。</p>
留意事項	商品券のデザイン等は発注者と調整を行い決定すること。商品券の発行にあたっては偽造防止や販売場所の確保等、必要な措置を講じること。

## 6. 本事業の対象とする店舗（参加店舗）について

### (1) 参加店舗の要件等

次の要件を全て満たす店舗を本事業の参加店舗とする。

- ① 大阪市内の店舗
- ② 飲食店、宿泊施設、旅行業、不動産業、保険適用医療機関、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する施設以外の店舗
- ③ その他発注者が指定する業種及び発注者が不適当と認める店舗以外の店舗

### (2) 参加店舗数

約13,000店舗以上を想定

## 7. 業務内容

### (1) 事務局の設置

- ① 契約締結後速やかに、業務全般の総括や発注者との連絡調整窓口を担う、事務局を設置す

ること。

- ② 事務局の設置後直ちに、本事業にかかるキャンペーン名称案を本市に提案すること。  
なお、キャンペーン名称は、利用対象者が親しみやすく商品券のお買い得感が伝わりやすいことに配慮のうえ、3案以上を提案すること。

## (2) 商品券の発行及びシステムの提供

上記5に記載の内容及び以下の条件を満たす商品券の発行、並びに商品券にかかるシステムを構築・運用すること。

- ① 商品券の発行、流通、決済、管理、換金（商品券の利用額に応じた参加店舗に対する支払い）を行う上で、必要となる各種システムを構築・運用すること。
- ② 利用者がモバイル端末を活用した参加店舗での決済や残高管理ができること。なお、iPhone（iOS）及びAndroid 端末の双方に対応し、幅広い機種で利用可能なものであること。
- ③ 発注者が必要とするデータ（参加店舗、利用実績、換金状況等）を随時確認できる管理者画面を作成すること。

## (3) 商品券の販売

上記5に記載の内容及び以下のとおり販売を行うこと。

- ① 利用者にとって利便性が高くかつ公平な販売方法であるとともに、販売口数に余剰が生じる場合を除き、販売限度口数（1人あたり4口まで）を担保する措置を講じること。
- ② 大阪市内居住者に対して優先的に販売する措置を講じること。ただし、販売口数に余剰が生じる場合にあっては完売に向けた措置を優先して講じること。
- ③ 販売（予約販売を行う場合は申込受付）の際は、市民等に十分周知すること。また、利用規約を作成し併せて周知すること。
- ④ 利用期間開始前に利用者が商品券を購入し、利用期間開始日には利用可能な状態とすること。
- ⑤ 販売状況に応じ追加販売を実施するなど、発注者と協議のうえ、商品券の完売に向けた方策を講じること。
- ⑥ 販売に伴う売上金は、換金（未利用による発注者への納付等を含む）を行うまで適切に管理すること。
- ⑦ 発注者からの要求に応じ、要求時点における販売状況を書面（電子メールによる提出可）により報告すること。
- ⑧ 虚偽申込や転売などの不正行為を防止する措置（チェック方法、利用者周知など）をあらかじめ講じるとともに、不正が認められた場合には速やかに必要な措置を講じること。
- ⑨ 上記商品券の販売の詳細については、発注者と協議の上、決定するものとする。

## (4) 参加店舗の募集・選定

- ① 店舗からの申請を受け付けるシステムを構築し、募集・申請受付・選定を行うこと。なお、Web申請が困難な店舗にも配慮した措置を講じること。
- ② 上記6（1）の要件を満たす店舗を参加店舗として正確に選定すること。対象業種であるかなど、疑義が生じた場合は、店舗への架電や店舗HP、実地調査等により確認を行うこと。
- ③ 参加店舗の募集は契約締結後14日以内に開始し、令和4年12月28日（水）まで行うこと。ただし、募集期間については参加店舗の拡大や利便性の観点からより長く確保することが望ましいため、期間延長も検討すること。
- ④ 参加店舗からの申請時には、不正利用しない旨の誓約を義務付けること。
- ⑤ 参加店舗に対して、商品券の決済に必要な二次元コード等、商品券の利用に必要な

るツールを漏れなく提供するとともに、わかりやすい運用マニュアル（店舗参加規約を含む）を作成し提供すること。

- ⑥ 参加店舗に対して、商品券の利用方法への理解を高め、利用を円滑に進めるために必要な措置（説明会の開催、リーフレットや動画の作成、店舗への訪問による説明等）を講じること。
- ⑦ 参加店舗に対して、参加店舗であること目印となるポスター（フルカラー、A4サイズ以上）及び、レジ付近に設置可能なステッカー等を作成のうえ、1枚以上提供すること。
- ⑧ 参加店舗に対して広報ツールのデータ提供を行い、店舗の裁量で広報ツールを活用（店内掲示、自社HPやSNSでの発信等）できるようにすること。
- ⑨ 発注者からの要求に応じ、要求時点における参加店舗のリストを提出すること。
- ⑩ 参加店舗数が上記6（2）の想定数を著しく下回る場合は、発注者と協議の上、参加店舗の増加に向けた必要な措置を講じること。
- ⑪ 上記参加店舗の募集・選定の詳細については、発注者と協議の上、決定するものとする。

#### （5）事業の広報

- ① 広報にあたっては、専用のWebサイトを作成すること。また、ポスター、チラシ等の広報物の作成、各種メディアを活用した事業周知等、店舗及び利用者向けに効果的な広報を行い、事業の認知度向上を図ること。
- ② 事業の対象業種である店舗に対して、本事業に関する説明会を2回以上開催すること。そのうち1回は、店舗募集開始後1ヶ月以内に開催すること。なお、説明会は実地開催とするが、オンライン配信を併用するとともに、後日配信できるようにすること。
- ③ 商店街や商業団体等と調整のうえ、希望する団体等向けに説明会を開催すること。なお、開催方法（集合型またはオンライン）や場所等については、商店街等の希望を踏まえ、可能な限り柔軟に対応すること。
- ④ 事業の対象業種である店舗に対して、架電や訪問による参加促進活動を行うこと。
- ⑤ 専用Webサイト上に、参加店舗一覧を掲載するとともに、参加店舗を簡易に検索できるようにしておくこと。また、地図検索サービス等の活用により、参加店舗の場所がわかるようにしておくこと。
- ⑥ 商品券の販売（予約販売を行う場合は申込受付）時には、市内の新聞折込み（朝日新聞、読売新聞、産経新聞、毎日新聞、日経新聞の全紙）を1回以上実施すること。
- ⑦ 利用開始日におけるキックオフイベントや、商店街等と連携したイベント等の実施など、商品券の利用を促進する活動を行うこと。
- ⑧ 利用者に対し、商品券の利用方法及び利用可能店舗をわかりやすく周知する取組を行うこと。
- ⑨ 上記広報の詳細については、発注者と協議の上、決定するものとする。

#### （6）商品券の換金（商品券利用額に応じた参加店舗に対する支払い）

- ① 参加店舗の負担が極力少なく、安全確実な方法によること。
- ② 換金期限について、商品券の利用期間終了後、原則1ヶ月以内に全ての換金を完了すること。
- ③ 換金は月2回以上行うこと。ただし、年末年始等、月2回の換金が困難な事情等がある場合、発注者との協議により換金日の調整を可能とし、参加店舗にとってデメリットが少なく合理的な換金日を別途設定するなどの措置を講じる。
- ④ 万一、換金期間内に換金されなかった商品券は、店舗側の責に帰することのできない事由がある場合を除き、換金しないものとする。
- ⑤ 上記④の場合や、商品券が利用期間内に利用されない等、換金されなかった売上金及び本市のプレミアム負担分の残額については、発注者に納付すること。

(7) 店舗並びに利用者からの問合せ対応

- ① 本事業にかかるコールセンターを開設し、店舗及び利用者等からの問合せ等に対応すること。
- ② コールセンターは、上記(4)の店舗の募集開始までに開設し、令和5年3月31日(金)まで設置すること。
- ③ 対応時間  
9時から17時30分まで(土曜、日曜、祝日、年末年始を含む)を基本とする。  
※上記対応時間によらず、より長く対応することが望ましい。
- ④ 商品券の利用期間終了後は問合せが減少することが想定されるため、利用期間終了日の翌日以降はコールセンターを縮小しても構わない。
- ⑤ 問合せの概要や件数について、原則として土曜、日曜、祝日、年末年始を除く毎日、発注者に書面(電子メールによる提出可)により報告を行うこと。

(8) システム運用とセキュリティについて

- ① 商品券の発行及び利用、店舗募集システム等、本事業に供するシステム全般について、不具合等なく円滑な運用を行うとともに、不正防止や、個人情報並びに店舗情報等の保護等、セキュリティに万全の対策を講じること。
- ② 万一、システム障害が生じた場合、速やかに障害発生時点まで復旧し、店舗及び利用者へ損害が生じないように、必要な対策を講じること。

(9) 事業実績等の報告書作成

- ① 参加店舗での利用額や利用者数、利用回数等の詳細を集計のうえ、店舗の規模別や業種別、区ごと等エリア別の利用状況がわかる報告書を作成すること。
- ② 事業の効果検証について、参加店舗や利用者へのアンケートを実施し、報告書を作成すること。

8. 委託料の支払

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

ただし、発注者が業務の円滑な遂行を図るために必要があると認めるときは、受注者は前払いによる業務委託料の概算支払いを請求することができるものとする。

なお、7(6)⑤に記載のとおり、換金されなかった売上金及び本市のプレミアム負担分の残額については、発注者に納付するものとする。

9. 報告書の提出

本業務の実施状況に関する上記7(9)の報告書及び関係資料一式について作成のうえ提出すること。

(1) 提出物とその部数

上記7(9)の電子媒体(CD-R等)及び紙媒体 各1部

なおCD-R等の提出については、ウィルスチェックを行うこと。

成果品提出後に、不備等が発見された場合は、受注者の責任において訂正すること。

(2) 納入期限

令和5年3月31日までに納入すること。

(3) 納入場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

(大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 ATCビル オズ棟南館4階)

## 10. その他

- (1) 受注者は、本業務の目的を十分に理解したうえで、業務を遂行すること。
- (2) 発注者より提供するデータに含まれる個人情報及び法人情報については、受注者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等を行わないこと。また、提供データについては業務完了後、履行期間終了日までに発注者へ返却するとともに、受注者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受注者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。本業務における成果物は全て本市に帰属するものとし、無断で公表・譲渡・貸与、または使用してはならない。
- (3) 本業務において、事業者や利用者等から苦情・相談等を受けた場合には、適切に対応するとともに、速やかに発注者に報告すること。
- (4) 業務の円滑な遂行にあたっては発注者と綿密に打合せ等を行うこととし、当該打合せ等に係る議事録については、受注者が作成し、次回打合せまでに発注者へ提出のうえ、発注者の確認を受けること。
- (5) その他、本仕様書に記載のない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度発注者と協議を行い、指示に従うこと。
- (6) 障がいのある人への合理的配慮の提供  
受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき大阪府が定めた「大阪府における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。
- (7) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本市や国・大阪府が示す方針に準拠すること。

## 公正な業務執行に関する特記仕様書

(職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「コンプライアンス条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、本契約について、コンプライアンス条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(大阪市経済戦略局企画総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、コンプライアンス条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(大阪市経済戦略局企画総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会がコンプライアンス条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又はコンプライアンス条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約(協定)を解除することができる。

## 一括再委託等の禁止に関する特記仕様書

- 1 業務委託契約書第 16 条に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
  - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
  - (2) 委託業務における商品券の発行業務
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- 4 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 5 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。



## 個人情報に関する特記仕様書

本契約の個人情報に関する特記仕様を次のように定める。

(大阪市個人情報保護条例の遵守)

第1条 大阪市（以下「発注者」という。）と本契約を締結したもの（以下「受注者」という。）は、本契約の履行に際しては、市民の個人情報保護の重要性に鑑み大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）（以下条例という）の趣旨を踏まえ、条例の規定を遵守し、また、受注者の従事者にも条例の規定を遵守させなければならない。

(秘密の保持等)

第2条 受注者は、当該業務の履行上知り得た秘密を保持しなければならない。

2 受注者は、条例第2条に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）の漏えい、紛失、き損、改ざん等の防止をしなければならない。

(目的外利用の禁止)

第3条 受注者は、個人情報を当該業務の履行の目的以外に利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 受注者は、個人情報を第三者へ提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第5条 受注者は、個人情報を複写及び複製してはならない。

(報告義務)

第6条 受注者は、個人情報に関する業務の履行において事故が発生した場合、発注者に遅滞なく報告しなければならない。

(立入検査)

第7条 受注者は、発注者が個人情報の管理状況を確認する等立入検査が必要であると認めたときは、当該検査を受けなければならない。

(提供資料の返還義務)

第8条 受注者は、当該業務の履行のため発注者から提供を受けた資料は、発注者に返還しなければならない。

(発注者の解除権)

第9条 発注者は、受注者が本特記仕様書に記載された事項に違反した場合は、契約を解除することができる。

(損害賠償)

第10条 発注者は、受注者が本特記仕様書に記載された事項に違反し、損害があるときは、その損害の賠償を受注者に請求することができる。

(是正勧告)

第11条 発注者は、受注者が条例第15条第1項の規定に違反した場合は是正勧告を行い、勧告に従わない場合はその事実を公表することができる。